

青森市健康増進センター条例及び青森市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

保健部青森市保健所健康づくり推進課母子保健チームと青森市総合福祉センターに設置している福祉部子育て支援課子ども支援センターを統合し、令和2年4月から青森市健康増進センター内に、母子保健事業及び育児支援事業を一体的に実施する「あおり親子はぐくみプラザ」を開設するため、改正をしようとするものである。

2 改正概要

(1) 青森市健康増進センター条例の一部改正

① 設置（第2条）

設置目的に母子及び子どもに関する目的を追加し、健康増進センターに「あおり親子はぐくみプラザ」を置く規定を加える。

●【改正後】青森市健康増進センター条例（案）（抄）

（設置）

第2条 市民に健康増進の場を提供するとともに、健康に対する意識の普及啓発及び健康増進指導等を通じて、市民の健康づくりの積極的な推進を図り、並びに母性及び子どもの健康の保持及び増進を図るため、健康増進センターを設置する。

2 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項の規定により母子健康包括支援センターが行う事業その他母性及び子どもの健康の保持及び増進に関する事業を行うため、健康増進センターにあおり親子はぐくみプラザを置く。

② 業務（第4条）

青森市総合福祉センター条例第5条第5号の事業に規定していた「子育て家庭に対する育児支援に関すること。」を追加する。

●改正後の青森市健康増進センター条例に規定する業務（案）

- ① 健康度測定及び健康増進のための総合指導に関すること。
- ② 健康に対する意識の普及啓発に関すること。
- ③ 健康相談、健康診査、保健指導及び疾病予防に関すること。
- ④ 個人の健康記録の管理に関すること。
- ⑤ 子育て家庭に対する育児支援に関すること（前三号に掲げる業務を除く。）。
- ⑥ その他第二条に掲げる目的を達成するため必要な業務

(2) 青森市総合福祉センター条例の一部改正

子どもサポートセンターを施設（第4条）から削り、及び事業（第5条）から「子育て家庭に対する育児支援に関すること。」を削る。

3 施行期日

令和2年4月1日